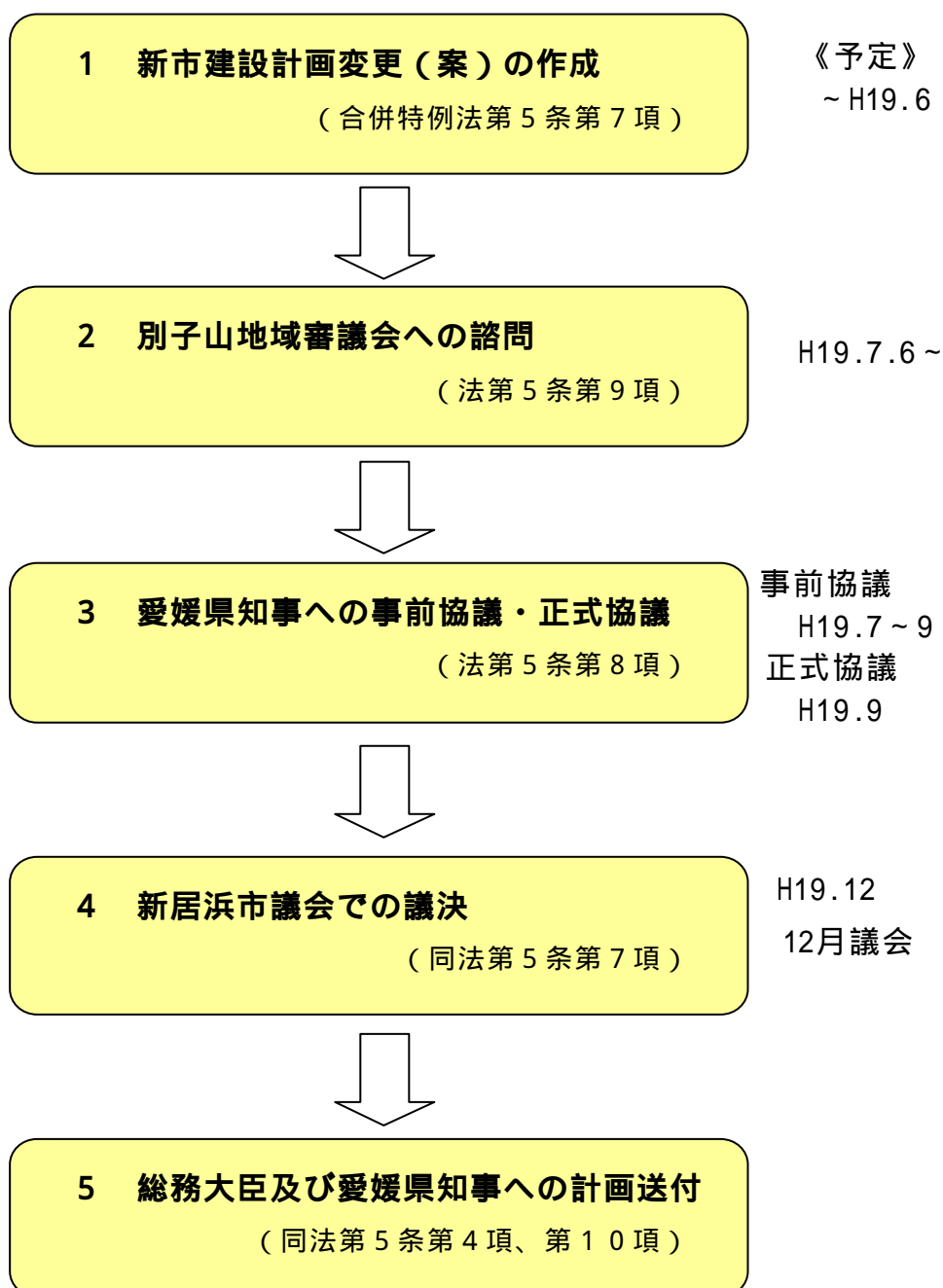


## 新市建設計画の変更について

### 1 計画変更の手続

新市建設計画の作成は合併協議会が行うが、変更については、合併後は合併市町村が行うこととなっている（合併特例法第5条第3項～第10項）。

手続としては、合併市町村が新市建設計画の変更案を作成し、県知事に協議を行い、所要の調整を経て知事が異議のない旨の回答を行い、その後、合併市町村の議会の議決を経た後、合併市町村は変更した新市建設計画を総務大臣及び知事に送付するものである。なお、新市建設計画を変更しようとする場合は、あらかじめ、地域審議会の意見を聴かなければならない。



## 2 計画変更の方針

- (1) 第四次新居浜市長期総合計画後期戦略プラン（平成18年度～22年度）と整合のとれた計画とすること。
- (2) 新市建設計画の「建設の基本方針」及び「新市の施策」のうち施策の「基本方向」については、変更しないものであること。
- (3) 「別子山地域審議会」からの追加要望事業や「別子山校区市政懇談会」における地域課題のうち、新市建設計画の理念や施策に合致し、事業実施が可能なものについては、新市建設計画の具体的施策に新たに位置づけるものであること。
- (4) 財政計画の変更については、決算が終了した平成18年度までは決算数値に、19年度以降は最新の「10か年財政計画」の計画数値に置き換えるものであること。

## 3 主な変更点（平成19年6月現在）

- (1) 「計画の期間」の変更  
計画の期間を1年延長し、平成15年度から25年度までの11年とする。
- (2) 「施策の方針」等の変更
  - ア 自然環境の保全と活用
    - ・地球温暖化防止森林環境保全整備事業
  - イ 都市基盤の整備
    - ・地域情報通信基盤整備事業  
地上デジタルテレビ放送への対応  
ブロードバンドアクセスネットワーク（高速・大容量通信）への対応
  - ウ 生活環境の整備
    - ・防災行政無線整備事業
    - ・飲料水供給施設整備事業
  - エ 産業の振興
    - ・近代化産業遺産保存活用事業
  - オ 定住促進事業
    - ・活性化推進住宅新築事業
- (3) 「具体的施策」の変更  
具体的施策について、現行計画では、前期計画分（平成15年度から19年度の5年間）の事業名、前期5年間の概算事業費を記載している。  
変更計画では、後期計画分も含む計画期間全体（平成15年度から25年度の11年間）の事業名、概算事業費を記載するよう変更する。

## 4 平成19年7月作成の計画変更案に係る留意事項

- (1) 掲載事業の事業費については、平成19年度10か年実施計画（平成19年4月現在）に基づくものであるが、今後、まちづくり交付金事業の協議等に伴い事業費を変更する可能性がある。
- (2) 財政計画については、平成19年4月現在で策定しているが、今後、交付税算定、市税見込み等の作業を経て策定する平成20年度当初予算編成に向けた財政計画に変更するものである。
- (3) 上記変更作業は、愛媛県知事への事前協議終了（平成19年9月終了予定）までに完了する必要がある。